

音更町高齢者等住み替え支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、持ち家からの住み替えを希望する高齢者等世帯を支援するとともに、住み替えにより使用しなくなる住宅への新たな入居を促すことにより、空き家発生の未然防止、地域の活性化等を図ることを目的とした事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 高齢者等 65歳以上の者又は介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項の規定による要介護認定若しくは同条第2項の規定による要支援認定を受けている者をいう。
- (2) 高齢者等世帯 高齢者等若しくは高齢者等及びその配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。）で構成される世帯又はこれらと同等のものと町長が認める世帯をいう。
- (3) 持ち家 高齢者等世帯に属する者又はその親その他町長が特に認めた者が所有し、当該高齢者等世帯が居住する住宅をいう。
- (4) 高齢者向け住宅等 高齢者等の入居を前提として建設又は管理される住宅又は施設をいう。
- (5) 空き家バンク 音更町空き地・空き家バンク設置要綱（平成25年3月19日施行）の規定に基づき町内の空き家の情報を提供する制度をいい、売却希望として登録するものに限る。

(住宅管理等の助言)

第3条 町長は、町内の持ち家に住む高齢者等世帯が住み替えを希望するときは、町内の高齢者向け住宅等に関する情報を提供するとともに、住み替えにより使用しなくなる住宅の管理や使用計画について聴き取り調査を行い、当該住宅の適正な管理及び空き家バンクへの登録について助言することができるものとする。

(登録住宅の情報提供)

第4条 町長は、空き家バンクに登録された住宅（以下「登録住宅」という。）の情報をインターネットその他の方法により公開し、登録住宅が活用されるよう努めるものとする。

2 町長は、登録住宅を購入しようとする者がいるときは、町の補助制度その他の情報を提供するものとする。

(住み替えに係る補助)

第5条 町長は、次の各号のいずれにも該当する高齢者等世帯が持ち家から住み替えるとともに、当該持ち家が空き家バンクに登録されたとき（当該持ち家に居住していた者全てが退去した場合に限る。）は、当該高齢者等世帯に対し、補助金を交付することができる。ただし、補助金の交付は持ち家1軒につき1件とし、当該持ち家に係る固定資産税に未納がある場合を除く。

- (1) 持ち家から住み替える時点において高齢者等世帯であること。
- (2) 持ち家から住み替える時点における高齢者等世帯に属する者全員が町税（国民健康保険税を除く。）を滞納していないこと。ただし、町長が特に認めるときは、この限りでない。
- (3) 持ち家から住み替える時点における高齢者等世帯に属する者全員が音更町暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年音更町条例第1号）第2条第2号の暴力団員でないこと。
- (4) 過去にこの要綱の規定による補助金の対象となった高齢者等世帯に属する者でないこと。

2 前項の補助金の額は20万円とする。ただし、住み替え先が町外の場合は10万円とする。

(補助金の交付申請)

第6条 前条第1項に規定する補助金の交付を受けようとする高齢者等世帯に属する者は、次に掲げる書類を添付して補助金交付申請をしなければならない。

- (1) 住み替えの概要調書（別記第1号様式）
- (2) 町税納入状況調査同意書（別記第2号様式）
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 前項の申請は、当該申請を行う高齢者等世帯が持ち家から住み替えた後1年以内に行わなければならない。

(補助金の交付決定等)

第7条 町長は、前条の補助金交付申請があったときは、その内容を審査し、予算の範囲内において補助金交付の適否を決定し当該申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金を交付することを決定したときは、補助金の額を確定し、これを交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取

り消すことができるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は補助金の交付を受けたとき。
- (2) 空き家バンクの登録が契約成立以外の理由により取り下げられたとき。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 第5条から第8条までの規定は、この要綱の施行の日以後に持ち家から住み替えを行う高齢者等世帯について適用する。